

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和4年10月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部
財産活用推進課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 7
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・
サービス産業政策課】 8

北九州市告示第 379 号

令和 4 年 10 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 9 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 期日 令和 4 年 10 月 13 日

2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）

北九州市告示第 380 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 9 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和 4 年 12 月 29 日から令和 5 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 4 年 8 月 25 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 8 月 12 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 4 年 8 月 25 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 4 年 8 月 9 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 2 台	令和 4 年 8 月 19 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 4 年 8 月 24 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 8 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 4 年 8 月 2 日	
	4 台	令和 4 年 8 月 8 日	
	3 台	令和 4 年 8 月 10 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 16 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 17 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 22 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 23 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 25 日	
	7 台	令和 4 年 8 月 30 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 4 年 8 月 22 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 8 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番

	3 台	令和 4 年 8 月 4 日	下城野自転車保管所
	1 台	令和 4 年 8 月 5 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 10 日	
	4 台	令和 4 年 8 月 12 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 16 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 17 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 19 日	
	3 台	令和 4 年 8 月 22 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 31 日	
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 8 月 16 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 8 月 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 4 年 8 月 15 日	
	1 台	令和 4 年 8 月 24 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	令和 4 年 8 月 4 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	令和 4 年 8 月 26 日	長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 4 年 8 月 18 日	

八幡西区自転車放置禁止区域外	3台	令和4年8月4日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	2台	令和4年8月5日	
	2台	令和4年8月15日	
	2台	令和4年8月19日	
	4台	令和4年8月22日	
	4台	令和4年8月23日	
	4台	令和4年8月24日	
	2台	令和4年8月25日	
	4台	令和4年8月26日	
	1台	令和4年8月29日	
	1台	令和4年8月30日	
	2台	令和4年8月31日	
	J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	
戸畑区自転車放置禁止区域外	3台	令和4年8月1日	
	4台	令和4年8月26日	

北九州市公告第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区大字曾根4241番13	愛知県豊橋市神野新田町字二ノ割10番地 TMEHジャパン株式会社 代表取締役 鬼頭 勝

北九州市公告第641号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ星ヶ丘店
北九州市八幡西区星ヶ丘二丁目1番地101
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - (1) 株式会社ナフコ
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
代表取締役 石田卓巳
 - (2) 株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地1
代表取締役 森 信
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
株式会社ナフコ
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
代表取締役 深町勝義
他1者
 - イ 変更後
株式会社ナフコ
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
代表取締役 石田卓巳
他1者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

代表取締役 深町勝義

他1者

イ 変更後

株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

代表取締役 石田卓巳

他1者

4 変更の年月日

平成30年6月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和4年9月12日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年1月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年1月23日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見